

令和4年度(第2四半期)における公益法人への会費等の支出状況

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本腎臓財団	3010005017779	年会費	50,000	A会員:50,000 B会員:25,000 個人会員:10,000	令和4年 9月26日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本訪問看護財団	5011005003775	年会費	50,000	特別団体会員 入会金:30,000 年会費:20,000	令和4年 8月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本医師会	5010005004635	年会費	713,000	A①会員:126,000 A②B会員:68,000 30歳以下:39,000 A②C会員:21,000 B会員:28,000	令和4年 8月 1日 8月19日 8月31日 9月12日 9月29日 9月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本医師会	5010005004635	臨床検査精度管理調査	795,000	参加費用:53,000	令和4年 7月22日 7月28日 7月29日 9月20日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本産婦人科医会	5011105004814	年会費	241,000	正会員:18,000 入会費:1,000	令和4年 7月29日 8月29日 8月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本人間ドック学会	8010005008609	年会費	10,000	学会年会費 A(医師):10,000 B(医師以外):6,000 C(施設):30,000 実施指定年会費 入会年:100,000 会費:5,000	令和4年 7月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度	12,183,000	—	令和4年 7月27日 7月29日 8月29日 8月31日 9月27日 9月30日	—	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	病院機能評価料申込金	3,905,000	—	令和4年 7月20日 7月22日 8月12日 8月31日 9月30日	—	公財	国認定

厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	年会費	60,000	一口：60,000	令和4年 9月30日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	図書購入	44,000	－	令和4年 7月29日 8月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定

【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- (注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。